

スルメイカTAC管理について

令和8年5月
水産庁

目次

- 令和7管理年度スルメイカ漁獲量
- 令和7管理年度TACの超過【協議事項①】
- 令和7管理年度小型するめいか釣り漁業の超過【協議事項②】

令和7管理年度スルメイカ漁獲量（全体）

	当初 配分数量	最終 配分数量 (A)	漁獲量【速報値】※ (B)	B/A	超過数量 (B-A)
沖合底びき網漁業	2,600トン	7,795トン	7,723トン	99%	-
大中型まき網漁業	600トン	786トン	568トン	72%	-
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン	2,831トン	1,745トン	62%	-
小型するめいか釣り漁業	2,800トン	5,757トン	8,148トン	142%	2,391トン
北海道	1,300トン	4,447トン	3,143トン	71%	-
富山県	700トン	915トン	412トン	45%	-
(12/8以降) 長崎県	目安数量 (550トン)	1,523トン	404トン	27%	-
(12/8以降) 山形県	目安数量 (105トン)	131トン	72トン	55%	-
(12/8以降) 兵庫県	目安数量 (50トン)	96トン	28トン	30%	-
(12/8以降) 鳥取県	目安数量 (50トン)	196トン	50トン	25%	-
(12/8以降) 山口県	目安数量 (50トン)	96トン	28トン	28%	-
「現行水準」の府県	2,200トン	1,627トン	5,512トン	338%	3,885トン
合計	12,500トン	26,200トン	27,831トン	104%	1631トン
TAC総量	19,200トン	27,600トン	27,831トン	101%	231トン

	当初	追加	追加配分した数量	残量
留保	6,700トン	6,600トン	11,900トン	1,400トン
	当初	追加 (9/19水政審)	追加 (11/5水政審)	最終
TAC総量	19,200トン	6,600トン	1,800トン	27,600トン

※ 数量は5月下旬に確定予定

令和7管理年度スルメイカ漁獲量（「現行水準」の府県）

	目安数量(※) (A)	漁獲量 【速報値】 (B)	(B) / (A)	目安数量を超 えた量 (B) - (A)		目安数量(※) (A)	漁獲量 【速報値】 (B)	(B) / (A)	目安数量を超 えた量 (B) - (A)
青森	305	1,498	491%	1,193	和歌山	50	51	101%	1
岩手	188	1,320	702%	1,132	京都	50	21	42%	
宮城	100	709	709%	609	島根	124	144	116%	20
秋田	50	35	70%		徳島	10	16	157%	6
福島	50	20	39%		愛媛	50	71	142%	21
茨城	50	264	527%	214	高知	50	267	534%	217
千葉	100	92	92%		福岡	50	16	33%	
神奈川	50	46	93%		佐賀	10	2	22%	
新潟	186	172	93%		熊本	10	3	25%	
石川	361	346	96%		大分	10	5	45%	
福井	50	35	70%		宮崎	10	69	690%	59
静岡	100	149	149%	49	鹿児島	10	2	16%	
愛知	50	37	73%						
三重	100	123	123%	23					

「現行水準」の府県全体の配分数量①	1,627トン
「現行水準」の府県全体の漁獲量(5/10時点)②	5,512トン
消化率(②/①)	339%
超過数量(②-①)	3,885トン
「現行水準」の府県あたりの目安数量 (目安数量の合計/「現行水準」の府県の数(26府県))	83.7トン

(※)表中の数値が10、50及び100となっている府県は、以下を意味する。
 10:基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合
 50:基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合
 100:基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合

令和7管理年度TACの超過【協議事項①】

- 令和7管理年度TACを超過した数量については、令和8管理年度のTACから控除する必要があること。
〔 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分は、令和8管理年度の当該管理区分から差し引くこととしている。 〕
- 目安数量を大きく超過した「現行水準」の県（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、高知県）においても、TAC超過分に対する相応の負担（配分数量又は目安数量の差し引き）が必要であること。

令和7管理年度スルメイカ漁獲量（「現行水準」の府県）

再掲載

	目安数量(※) (A)	漁獲量 【速報値】 (B)	(B) / (A)	目安数量を超えた量 (B) - (A)
青森	305	1,498	491%	1,193
岩手	188	1,320	702%	1,132
宮城	100	709	709%	609
秋田	50	35	70%	
福島	50	20	39%	
茨城	50	264	527%	214
千葉	100	92	92%	
神奈川	50	46	93%	
新潟	186	172	93%	
石川	361	346	96%	
福井	50	35	70%	
静岡	100	149	149%	49
愛知	50	37	73%	
三重	100	123	123%	23

	目安数量(※) (A)	漁獲量 【速報値】 (B)	(B) / (A)	目安数量を超えた量 (B) - (A)
和歌山	50	51	101%	1
京都	50	21	42%	
島根	124	144	116%	20
徳島	10	16	157%	6
愛媛	50	71	142%	21
高知	50	267	534%	217
福岡	50	16	33%	
佐賀	10	2	22%	
熊本	10	3	25%	
大分	10	5	45%	
宮崎	10	69	690%	59
鹿児島	10	2	16%	

「現行水準」の府県全体の配分数量① 1,627トン

「現行水準」の府県全体の漁獲量(5/10時点)② 5,512トン

消化率(②/①) 339%

超過数量(②-①) 3,885トン

「現行水準」の府県あたりの目安数量
(目安数量の合計/「現行水準」の府県の数(26府県)) 83.7トン

(※)表中の数値が10、50及び100となっている府県は、以下を意味する。
 10:基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合
 50:基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合
 100:基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合

令和7管理年度小型するめいか釣り漁業の超過【協議事項②】

令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分の差引き量の追加配分に関連して

- 2,391トンの扱いについて検討が必要であること
(「数量明示」の道県に全量配分するのか又は一部を国の留保に残しておくのか)
- 青森県、岩手県、宮城県への追加配分について、再検討が必要であること。

(参考) 水産政策審議会 第143回 資源管理分科会 (令和8年2月20日開催) 資料 (抜粋)

令和8管理年度のTAC管理について (暫定漁獲シナリオ以外)

国の留保 (案)	<ul style="list-style-type: none">・ 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、数量は200トンとする。・ 大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分・道県への振替えに対応するなど限られた配分数量の有効活用のために、当初配分数量の一部を国の留保に残しておくことができることとする。・ 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとする。
目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い (案)	<p>以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県(青森県、岩手県、宮城県)については、令和8管理年度、配分数量を明示することとする。</p> <p><要件1> 令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。</p> <p><要件2> 令和7管理年度の漁獲量が、700トンを超えている。</p>
その他 (TACの期中変更)	<p>再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中改定する根拠がない等との水産庁説明に対して、案の③の暫定漁獲シナリオを支持する参加者の大半が、TACの期中変更を行うことについて検討の余地を残すことを求めた。</p>